

青木ヶ原樹海魅力再発見事業推進業務 仕様書

本仕様書は、山梨県が発注する令和7年度青木ヶ原樹海魅力再発見事業推進業務を受託する者の業務内容等について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

- ・ 青木ヶ原樹海魅力再発見事業推進業務（以下「委託業務」という。）

2 業務委託期間

- ・ 契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

3 委託業務の趣旨

- ・ 観光庁訪日外国人消費動向調査によると2024年における本県外国人一人当たり観光消費額は2.4万円（全国44位）であり、特に、同年における買い物消費額は0.3万円（全国45位）と全国の中で低水準にある。
- ・ 山梨県では、これまでも青木ヶ原樹海の魅力の情報発信に取り組んできたが、富士山との関連性が強い価値ある観光地としての認知度は低く、富士北麓を訪れている多くの外国人観光客を呼び込むことができていない。
- ・ また、英米豪旅行者が好むコンテンツが少ないことから、本県を訪れる英米豪旅行者のレジャー消費額は、他国（アジア圏）に比べ低額となっている。
- ・ このため、青木ヶ原樹海や周辺エリアにおける自然、歴史、文化など観光資源の保全をはじめとした持続可能な経営を目指しながら、英米豪を対象としたサステナブルな観光コンテンツ（着地型体験プログラムや観光資源等。以下、観光コンテンツという。）の開発等を通じ観光消費額の向上を図る必要がある。
- ・ 本業務は、上記の実現を図るため、県内の観光関連事業者と連携し、固有性、特殊性及び多様性の高い、原生的な自然環境を有する、本県屈指の自然観光資源の魅力を発信できる観光コンテンツ等の造成から販路開拓までを支援するものである。

4 委託業務の内容

- ・ 青木ヶ原樹海や周辺エリアの自然、歴史、文化など観光資源の保全をはじめとした持続可能な経営を目指しながら、英米豪を対象としたサステナブルな観光コンテンツの開発や強化、新たな魅力あるモデルツアー（観光コンテンツを組み合わせたツアー）等の造成により、地域の中心となる観光資源としてのブランディングを目指すため、次の業務を実施する。
- ・ 受託者は契約締結後、速やかに業務実施計画書（実施体制、事業内容、スケジ

ジュール、コンテンツ開発目標等)を県に提出することとし、委託業務の実施にあたっては、県及び関係市町村等と協議・調整を行いながら進めること。

(1) 検討会の開催を通じたサステナブルな観光コンテンツの開発等

(検討3回程度・イベント後1回)

- ・ 「青木ヶ原樹海」をメインにしたサステナブルな観光コンテンツの開発や強化、新たなモデルツアー等の造成に向けた検討会を設置・開催すること。
- ・ 開催にあたっては、会場手配、資料作成及び当日の運営など一連の業務を行うこと。
- ・ 会場は、参加者の利便性やプログラムの内容などの観点から適切な場所を設定すること。なお、県との協議を経て最終決定を行うものとする。
- ・ 検討会メンバーは、当検討会へ関与を希望する関係者又は、関与を期待する関係者とし、広く募集すること。なお、想定する検討会メンバーは、樹海ガイド、宿、食、ものづくり事業者及び交通関係者など観光関連事業者とし、メンバー案を提案すること。
- ・ 検討会メンバーは、応募のあった事業者の中から、5事業者以上(10事業者を想定)を選定し、10事業者以上の応募があった場合は、面談(オンライン含む。)等により選定するものとする。
なお、検討会メンバーの選定は県との協議を経て最終決定を行うものとする。
- ・ 検討会を通じ、多様なステークホルダーとの連携拡大、地域の機運を醸成しながら、合意形成を得て一体感をもって観光コンテンツの開発やモデルツアー商品の造成を目指すものとする。
- ・ なお、造成にあたっては、英米豪のうち特に米国の個人旅行客をメインターゲットとすること。ただし、委託費の上限額の範囲内で英米豪のうち米国以外の国をサブターゲットに設定し事業をより効果的に実施することも可能とする。サブターゲットを設定する場合は、その設定した根拠とともに提案すること。
- ・ 開発する観光コンテンツの候補は3件以上、モデルツアー造成の候補は1件以上とすること。なお、既存のコンテンツで、インバウンド向けにブラッシュアップしたものも可とする。
- ・ なお、開発する観光コンテンツ(着地型体験プログラム)の内容は、青木ヶ原樹海やその周辺エリアならではの体験とし、次年度以降も継続できる実施内容であること。

(2) 専門家によるコーチング(3回)

- ・ 地域資源の魅力を最大化したインバウンド向け観光コンテンツの開発や強化に向け、必要とされる知識や技術を有する専門性の高い講師を選定すること。

- ・ 講師の専門性の高さや経歴などを具体的に示すとともに、どのようなコーチングが可能かを含め提案すること。
- ・ (1) で検討されている観光コンテンツの商品化について実現可能性を確認すること。
- ・ (1) の検討会と原則、並行して行うものとするが、後述(3)実施後に評価、意見交換を目的に1回行うものとする。

(3) 樹海を軸にしたイベントの企画・運営・実施

- ・ 樹海ウォークを中心としつつ樹海の魅力を組み合わせた体験型イベントを実施すること（実施時期は11月を想定）。
- ・ イベント内容については、(1) で検討した観光コンテンツを活用した内容を取り入れること。
- ・ 別途、県が実施予定であるエアモビリティを活用した実証飛行をイベントコンテンツの一部とすることを想定し、実施する場合には、実証飛行に係る受託事業者と連携し実施方法等を検討すること。なお、実証飛行に要する費用は別途県が負担するものとする。
- ・ 参加者募集チラシ、イベント全体を紹介するリーフレット（マップ等）等を制作し周知を図ること。また、SNSなど情報発信ツールを活用し、より集客効果のある手法を検討すること。
- ・ イベントには首都圏を中心に外国人を含め参加者を募ること。
- ・ イベント参加費は、原則無料とし、安全対策（保険加入含む）を講じること。
- ・ 観光コンテンツ等の認知や理解及びその後の商品化、販路拡大につながるファムトリップをイベントと同時に実施すること。
- ・ ファムトリップ招待者（5社5名以上）は観光コンテンツの知見を有した者や魅力を発信できる者等を提案するとともに、選定理由、招待者の参加によって期待される効果について説明すること。
- ・ ファムトリップの行程について、当事業のターゲット層の関心が高い観光コンテンツを組み合わせ、サステナブルを意識した行程とすること。
- ・ 招待者に対しアンケートを実施し、評価できる点や改善点、所要時間、価格設定等について意見を聴取し、関係者にフィードバックするとともに、意見を踏まえた各観光コンテンツのブラッシュアップやその他施設等の改善点等を(1)検討会で提案すること。
- ・ 事業終了後においても、イベント参加者及びファムトリップ招待者に対し、必要に応じて情報収集や分析等を行い報告すること。
- ・ 荒天によりイベントの開催が危ぶまれる場合は、県と協議の上、速やかに参加者及びファムトリップ招待者へアナウンスすること。

(4) 情報発信・プロモーション

- ・ 青木ヶ原樹海の魅力や造成する新たなモデルツアーの認知や販売拡大につながる情報発信を行うこと。
- ・ 過去県事業で作成したPV（※）や特設サイト「この森は『命』と『光』に満ちている。～AOKI GAHARA JUKAI～」を活用した情報発信に加え、その他具体的な情報発信の方法について提案すること。

(※) https://youtu.be/iMRaytPUEUw?list=TLGG_I-CmqrKlGQyNjAlMjAyNQ

- ・ （３）で実施した観光コンテンツのうち、実際に商品化が見込めるものについて、オンライン上に掲載するなど販売の仕組みを構築すること。
- ・ 造成した観光コンテンツやモデルツアーをPRする宣材リーフレット等を県と協議のうえ製作し、集客に効果的な施設（宿泊施設や観光関連施設を想定）等へ送付すること。

(5) ガイドの育成

- ・ サステナブルな観点からコンテンツを理解し、地域の魅力を外国人旅行者の満足につなげ、持続可能な観光を実現する自然体験型ツアーを催行できるガイドの育成を行うための勉強会を開催すること。（３回程度）
- ・ 勉強会の対象者は、当勉強会への参加を希望する者又は、参加を期待する者とし、ガイド経験者のみならず、高いサービス力（ホスピタリティやコミュニケーション能力）を備えた未経験者も積極的に呼び込めるよう広く募集をすること。
- ・ 当事業で商品化が見込まれる観光コンテンツ等について必要とされるガイド能力の要件を検討し、決定すること。
- ・ 顧客ニーズに応え、満足度を上げるためのスキルや接遇の質を一定以上に保ったガイドを提供できる環境づくりを行うこと。

(6) 事業全体の管理、運営、実績報告の提出

- ・ 事業全体の管理・運営を担い、検討会メンバーやその他関係者との調整など、事業の円滑な進行を行うこと。
- ・ 定例ミーティングの実施など、県との情報共有体制を整えること。
なお、情報共有方法のひとつとして、ミーティング結果を記録にまとめ、県に提出すること。
- ・ 検討会における検討内容、検討会メンバーの概要、観光コンテンツやモデルツアー造成状況、造成した観光コンテンツ等のコンセプト、実施した情報発信の具体的内容、販路開拓の具体的内容及び販売数量等を説明した報告書を成果物

として提出すること。

(7) 経費

- ・ 事業管理・運営に要する経費として、全体管理費、検討会メンバーの募集に伴う費用、イベント開催に伴う費用、情報発信に伴う費用等が想定されるが、その他事業に必要な経費は受託者、検討会メンバーで協議し検討すること。

(8) K P I（効果測定）の設定

- ・ 開発する観光コンテンツ数：3コンテンツ以上
- ・ モデルツアー造成数：1ツアー以上
- ・ 観光コンテンツ実施主体数：3団体
- ・ 販売観光コンテンツ数：3コンテンツ以上
- ・ 販売ツアー数：1ツアー以上
- ・ その他事業目的達成に寄与する目標設定があれば提案すること。

5 委託業務実施にあたっての条件

- ・ 検討会メンバーの選定に際しては、サステナブルを意識した観光コンテンツ等の造成をすることができるか、また、当事業目的を十分に理解し、検討会メンバー間において連携体制を構築できるかという視点から選定すること。
- ・ 検討会メンバー間で、見解の相違等があった場合には、可能な限り両者間の調整に努めることとし、進行スケジュールに支障が生じる恐れがある場合には、速やかに県担当者に連絡すること。

6 想定スケジュール

業務内容	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①検討会の開催			・ コンテンツ発掘 ●		・ コンテンツ強化、開発 ●		振り返り ●			
②専門家によるコーチング			●		●		振り返り ●			
③イベントの実施						●				
④プロモーション					・ P V、リーフレット制作			・ 販路開拓		
⑤ガイドの育成					●	●	●			
⑥報告書										報告書提出 ●

7 委託業務実施体制

- ・ 委託業務の実施にあたっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行うことができる体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。
- ・ 受託者は、やむを得ない場合を除き、委託業務実施体制を変更しないこと。
- ・ やむを得ず変更する場合は、変更届け（任意様式）を提出すること。

(1) 業務実施責任者

- ・ 受託者は、本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置することとし、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。
- ・ 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して委託業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ・ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、委託業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ・ 業務実施責任者は、経費・委託業務内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。

(2) 業務従事者

- ・ 業務従事者は、業務実施責任者とともに本委託業務を行うこと。
- ・ 業務従事者は3名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を甲に通知すること。

(3) 打合せ回数及び内容

- ・ 受託者は、必要に応じて月1回程度、県と定例打ち合わせ（オンライン含む）を実施すること。
- ・ 各打合せ後、打合せ記録を県に提出し、情報共有を図ること。

8 資料等の貸与及び返還

- ・ 本委託業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与する。
- ・ 貸与を受けた者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外の目的に使用しないこと。また、本委託業務が完了したときは、速やかに貸与品を県に返還すること。

9 成果物

(1) 報告書の提出

- ① 業務完了届
- ② 「青木ヶ原樹海魅力再発見事業推進業務委託」業務報告書（A4縦、横書き）
- ③ その他県が指定するもの（打合せ記録、宣材リーフレット等、写真など）

(2) 納品方法

- ・紙媒体（カラー版） 1部 郵送又は持参
- ・電子媒体（ファイル形式：PDF）メール

(3) 納期

- ・ 令和8年3月13日（金）

(4) その他

- ・ 本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利（以下、「著作権等」という）は、県に帰属し、ウェブサイト等に一般に公開することがある。
- ・ 成果物に第三者の著作物等が含まれている場合、当該著作物等（当該著作物等を改変したものを含む）の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で永久的に、非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

10 留意事項等

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を委託する場合については、事前に県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 委託業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。

- (5) 委託金額は、委託業務開始に係る必要経費として、委託料の額の3割を上限として前金払による支払を請求できるものとする。
- (6) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、必要に応じて協議の上定めることとする。